

# ○国立大学法人埼玉大学国際本部集中プログラム規程

〔平成28年1月14日〕  
規則第36号  
改正 平成31. 3. 7 30規則35

(趣旨)

**第1条** この規程は、外国の大学に在籍する学生を対象に、正規授業科目を開講し、当該学生の我が国への理解を深めるとともに大学間等の協力及び連携の強化を図ることを目的として実施する集中プログラムに関し、必要な事項を定める。

(実施体制)

**第2条** 集中プログラムの企画運営及び集中プログラムの学生（以下「プログラム学生」という。）の受入については国際本部が担当し、授業の実施については授業科目を開設する学部等（大学院研究科を含む。以下「科目開設学部等」という。）が担当するものとする。

(入学資格)

**第3条** プログラム学生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学間交流協定又は部局間交流協定を締結している外国の大学（以下「協定校」という。）に在籍する学生
- (2) 外国の大学に在籍する学生

(入学期等)

**第4条** プログラム学生の入学の時期は、プログラム開始月とする。

(在学期間)

**第5条** プログラム学生の在学期間は、原則1か月以内とする。

(身分)

**第6条** プログラム学生は、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。

- (1) 第3条第1号に規定するプログラム学生については、国立大学法人埼玉大学学則第57条に定める特別科目等履修学生として取り扱うものとする。
- (2) 第3条第2号に規定するプログラム学生については、国立大学法人埼玉大学学則第56条に定める科目等履修生として取り扱うものとする。

(出願手続)

**第7条** プログラム学生として入学を志願する者は、第3条第1号に規定する学生については協定校を経て、また、同条第2号に規定する学生にあつては直接に、所定の期日までに学長に願い出なければならない。

(選考)

**第 8 条** 入学志願者の選考は、科目開設学部等の長からの申請に基づき、学長が行う。

(入学許可)

**第 9 条** 学長は、前条の結果に基づく合格者のうち、所定の手続きを完了した者に入学を許可する。

(授業科目、履修方法等)

**第 10 条** 授業科目、単位数及び履修方法は、科目開設学部等の長が別に定める。

(履修手続)

**第 11 条** プログラム学生は、所定の期日までに、履修を希望する科目開設学部等の長に願い出て、承認を受けなければならない。

(単位の認定等)

**第 12 条** プログラム学生が履修した授業科目の単位付与及び成績評価は、国立大学法人埼玉大学単位修得の認定に関する規則に基づき行うものとする。

(成績通知等)

**第 13 条** 国際本部長は、プログラム学生が履修した授業科目の成績を通知する。

(雑則)

**第 14 条** この規程に定めるもののほか、集中プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

#### **附 則**

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

#### **附 則 (平成31. 3. 7 30規則35)**

この規程は、平成31年4月1日から施行する。